

小規模事業者持続化補助金の概要 “ビギナーズガイド”

初めて「小規模事業者持続化補助金」に取り組まれる方や、
基本的な情報を知りたい方向けに、作られたガイドです。

<http://js-pro.net/co/consulting/>

※平成29年度までの例を元に作成されており、30年度以降は情報が変化することもあります。



目次

1. はじめに
2. 概要（小規模事業者持続化補助金とは何か？）
3. 目的（この事業は、何のためにあるのか？）
4. 補助金を受けられる対象者（誰が受けられるのか？）
5. いくら貰えるのか？
6. 対象になる事業（何をやると、補助金を得られるのか？）
7. 申請するときのステップ
8. 提出する書類の種類
9. 申請時に気をつけるポイント1
10. 申請時に気をつけるポイント2
11. 2019年度の「小規模事業者持続化補助金」について
12. まとめ
13. 書類作成・申請に困ったときの相談窓口

1.はじめに

返済不要で資金調達ができる！

どんな事業者でも必要とされる“新規顧客の獲得や販路の開拓”に使える、
「**小規模事業者持続化補助金**」は、今大注目となっています。

しかし、申請書類の作成はハッキリいって、「面倒で大変」です！
申請するための応募要項が、100頁（！）近くあり、読むだけでも嫌になります。
これでは、もうヤル気も失せてしまっても仕方ありません。

でも、なんとか頑張って申請書類を作りたいんだ！

このガイドは、そんな方たちの為に、参考になれば！ということで作成しました。
過去の「公募要項」に書かれている文章なども引用しながら、噛み砕いて数ページにまとめました。

基本的には、ビギナー向けむのものですが、再トライされる方や、一度情報や知識を整理されたい経験者の方などにも、参考なるものだと思います。

2.概要

(小規模事業者持続化補助金とは何か?)

まずは、この補助金とは何か?ということからお伝えします。

小規模事業者持続化補助金とは、日本商工会議所が実施する補助金の一つで、小規模事業者を対象として、その販路拡大のために要する資金の一部を負担するものです。なお、小規模事業者の定義は、従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）となります。

具体的には、ホームページ制作やチラシの作成、店舗改修など、新たな販路を拡大するための取り組みにかかる費用の3分の2（最大50万円）を国家予算から支給してくれます。

また、過去に小規模事業者持続化補助金を受給していても、今回新たな取り組みをする場合には、支給の対象となります。もちろん、受給した補助金は、返還する必要がありません。

なんと！返済不要で資金を調達できる！素晴らしい制度だということが分かります。

3.目的

(なんの為に存在するのか?)

わが国の小規模事業者のほとんどは経営資源が不足していることから、全国にネットワークを持ち、地域に密着している商工会議所を活用しながら、人口減少や高齢化などによる地域の需要の変化に応じた持続的な経営に向けた取り組みを支援し、地域の原動力となる小規模事業者の活性化を図ります。

経営資源が足りないという小規模事業者の悩みを商工会議所とともに解消し、小規模事業者が事業を発展させることができれば、最終的には地域の発展が期待できます。

という事になっています。

要は、人口減少や高齢化のおかげで、地域の経済力が弱ってる！

それを何とかしたい！（税金を払う人を養成したい！？）ための国の施策と言えるかも知れません。

4.補助金を受け取れる対象者 (誰が受けられるのか?)

小規模事業者とは、法律によると常時使用する従業員が20人以下の事業者と定義されています。詳しくは、下の表を見て「自分の事業体が受けられる資格があるか?確認をしましょう!

小規模事業者の定義

業種	従業員数
卸売業・小売業	常時使用する従業員は5人以下
サービス業 (宿泊・娯楽業以外)	常時使用する従業員は5人
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員は20人以下

常時使用する従業員に 含まれない人

- 会社役員・個人事業主本人
- 期間を定めて雇われたパート労働者

※補助対象になるのは株式会社や合同会社を含む会社や個人事業主だけです。一般社団法人やNPO法人などは含まれません。

5.補助金額（いくら貰えるのか？）

一番気になるのは、「では一体幾ら補助して貰えるの？」という点ではないでしょうか。昨年度の公募要項には以下の表記があります。

小規模事業者が、商工会議所・商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限額：50万円

ポイントは、「上限が50万円」という事です！ここ大事ですので、ご注意を！
例として、まとめましたので、下の表をご覧ください。

補助対象経費の金額（例）	補助金額
75万円の支出の場合	50万円（3/2を補助）
60万円の支出の場合	40万円（3/2を補助）
90万円の支出の場合	50万円（上限の50万円）

左の例とは別に、以下の定義もありますので、よく確認が必要です！

以下の場合、補助上限額が100万円に引き上がります。①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者 ②雇用を増加させる取り組みを行う事業者 ③買物弱者対策の取り組み ④海外展開の取り組み

原則として、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が100万円～500万円となります（連携する小規模事業者数により異なります）。

6.対象になっている事業 (何をやると、補助金を得られるのか?)

商工会議所とともに作成した経営企画をもとに行われる、販路開拓の取り組みや業務効率化の取り組みが補助金の対象となります。

公募要領には、以下のものが対象となると書かれていますが、少し分かりにくいですね。

●補助対象経費

- ①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪車両購入費（買物弱者対策事業の場合のみ）、⑫設備処分費、⑬委託費、⑭外注費

実際に行う場合、具体的には、以下のようなことが補助金の対象になります。

- チラシやパンフレット作成
- 展示会への出展やその旅費など
- ホームページ作成やWEBサイトやメディアへの広告宣伝費用
- 集客拡大のための「店舗改装」や商品のパッケージデザイン変更など。

※対象となる取り組みについての詳細は公募要領を確認する必要があります。

7.申請するときのステップ

以下のステップを踏みますが、ここで注意したいのが、2と3です。
必ず専門家の支援である「面談」を受けねばなりません。この時間も考慮して、締め切りに間に合うように、書類の作成をする必要があります。

1.経営計画書・補助事業計画書の作成する。

2.1で作成した書類を地域の商工会議所に提出して、
事業支援計画書の作成・交付を依頼

3.事業計支援画書を商工会議所から受け取る

4.必要な書類を事務局に提出する。

ここで、指定された専門家と面談し、作成した資料の添削を受けたり、アドバイスを貰う

専門家の支援が完了したら、支援計画書を貰えます。

8.提出する書類

平成29年度の場合の「提出書類」です。
応募者全員が必要となる提出書類は下記のとおりです。
なお、申請するタイプや属性によって追加で必要な書類もあります。以下は一般型のものであります。詳しい情報は公募要領をご確認ください。

- ①申請書②経営計画書③補助事業計画書④事業支援計画書
- ⑤補助金交付申請書
- ⑥電子媒体（①②③⑤をCD-R・USBメモリ等にデータを入れます）

他の書類

- ◆法人の場合：貸借対照表および損益計算書（直近1期分）、登記簿謄本
- ◆個人事業主の場合：直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書（1.2面）または、所得税青色新家尾久決算書（1面～4面））または開業届け

※平成30年度もほぼ同じと想定されますが、正式発表は未だありません。

9.申請時に気を付けるポイント1

1.スケジュールに充分注意をして進めること！

当たり前だと思われるかも知れませんが、公募要項をしっかりと見ていないせいか、締め切りに間に合わず、（内容がいかに素晴らしくてもです）失格になる方が、かなり多いのです。

公募要領に以下の記載があります。

「（ご注意・ご連絡）」

「様式4」・「様式6」の発行には一定の日数がかかります。締切までに十分な余裕をもって（できるだけ締切の1週間前までには）、地域の商工会議所にお越しく下さい」

申請するまでのステップで、「商工会議所が指定する専門家からの支援（面談）」が必ず必要で、申請書類の出来によっては、何回も足を運ぶ場合もあります。

そんな背景も含めて、できるだけ余裕を持って、商工会議所の支部に持ち込むことをお勧めします。

10.申請時に気を付けるポイント2

2.提出書類の書式を守り、送付漏れをしないこと！

「日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局」に提出する際に、他の提出書類等に送付漏れがあり、そのために不採択となるケースが凄く多いそうです。

国の事業ですから、**送付漏れがあった時点で即アウト！**です。

「これが来てませんよ〜？」などと、優しい連絡は一切ありませんから、慎重に慎重を重ねて送付書類をチェックしてください！

ちなみに、商工会議所と商工会とでは、申請用の書式も異なり、また相談後の申請の流れも違う場合があるので、その点にも十分にお気をつけください。

詳しくは、最寄りの商工会に確認お問い合わせをしてください。

CDRもしくはUSBメモリー等の電子媒体が漏れている場合が多いようです。

厳しい審査員は、電子媒体も指定した書式じゃないと、一発で勿ねる方もいます。

ワードと指定しているのにPDFにしてるとか・・どんなに素晴らしい計画書を作っても、それらの必要書類に漏れがあるだけで、不採択となってしまうため、その点にも要注意！です。

11.2019年度の小規模事業者持続化補助金

2019年度（平成31年度）も、小規模事業者持続化補助金の実施内容はこれまでと同一の内容となります。

全体の予算は約50億円であり、およそ1万社の企業が受給することができる見込みです。

実施時期は、まだ発表されていませんが、従来どおり3月中旬頃に実施される可能性が濃厚です。

申請方法もこれまでと同様に、申請書類（A4数ページのレポート）を作成し、商工会議所に持参する方法となります

**2019年度は「IT導入補助金」の対象からホームページ制作が除外！！
という情報が入ってきました！これですますます、小規模事業者～の
競争率が高まることが予想されます！！**

12.まとめ

今回ご紹介した補助金をはじめ、多くの助成制度や補助金制度があります。補助金の対象者なのに制度を知らなかったという理由だけで利用できないのは、せっかくの機会を逃してしまうことになりかねません。

繰り返しますが、「小規模事業者持続化補助金」は、個人事業主や規模の小さい企業にとって、素晴らしい味方になるものです。

上限50万円と決まっていますが、利益ベースで50万円を作りだすことの大変さは、この補助金を検討されている事業主の方ならば、その価値は充分に分かってらっしゃると思います。

これを気に是非、この補助金を獲得して、貴社（貴殿）の事業の成功への道を歩まれてください！！

13.書類作成・申請に困ったときの 相談窓口！！

合同会社J-sプロモーション

〒162-0053

東京都新宿区原町3-37 第二村田ビルディング1F

03-5155-4461

E-mail:renraku@js-pro.net

担当：みよし ひろゆき

※ご相談は、メールとお電話にて承ります。

メールの場合は「小規模事業者持続化補助金の件」と入れていただき、お名前、連絡先を必ず入れていただくよう、お願いいたします。



「小規模事業者持続化補助金」
特化型支援サービスに関するページ



<http://js-pro.net/co/consulting/>

電話でのお問い合わせ

03-5155-4461

合同会社J-sプロモーション 補助金係まで